平成２９年（フ）第４５６号
福岡県太宰府市観世音寺３丁目５番１号　アイランドベール観世102号、前住所福岡市南区那の川２丁目４番11―101号
債務者　山元かほる（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０号
北海道赤平市東文京町１丁目１番地15
債務者　稲場　弥生
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
北海道伊達市舟岡町310番地14レジデンスむらやま202号室
債務者　松田　弓子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
岩手県八幡平市大更第３地割11番地６、住民票上の住所埼玉県草加市氷川町2179番地６　レオパレスＦｌａｔｅｌｉｅｒ―104号
債務者　田村　千晶
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６６号
岩手県一関市宮下町10番12号　エターナルＳ202
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８３号
盛岡市厨川２丁目25番５―102号
債務者　佐々木公雄
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４号
香川県丸亀市津森町800番地１　フィネス坂本104号
債務者　升田　良平（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３９号
香川県坂出市沙弥島114番地、住民票上の住所香川県綾歌郡宇多津町2628番地366
債務者　宮下　奈緒
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４２号
香川県坂出市西大浜北４丁目５番55号　ニューエルディム大樹Ａ棟103号
債務者　譽田　公人
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３５８号
名古屋市瑞穂区鍵田町２丁目28番地の３
債務者　佐無田妙子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６７号
愛知県尾張旭市新居町西浦3164番地　コーポ城山303号
債務者　長谷川君江
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５号
北九州市戸畑区沖台２丁目15番22―402号
債務者　丹下　淳子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３１号
北九州市小倉南区沼本町４丁目１番３号（４号室）
債務者　増田　次江
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野３番地23
債務者　大野　朋代
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３４号
秋田県横手市駅南１丁目18番１号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３５号
秋田県横手市睦成字足駄塒38番地４
債務者　福岡　美晴
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３６号
秋田県横手市雄物川町沼館字沼館359番地３
債務者　工藤光雄こと　工**藤**　光雄
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
秋田地方裁判所横手支部